

個人住民税の申告

平成 27 年度の市民税県民税(個人住民税)の申告を 2 月 12 日（期間前申告は 1 月 29 日）から受け付けます。締め切りは 3 月 16 日です。申告が必要な人は忘れずに手続きをしましょう。なお、地区別の受付会場や記入方法などの詳しい内容は、本誌 1 月 15 日号と同時配布した「平成 27 年度市民税県民税申告のお知らせ」に掲載しています。

■問い合わせ先 市民税課市民税第二・第三係（☎ 40・7025、40・7026）

期間前申告を受け付け

申告期間中の混雑を緩和して待ち時間の短縮を図るため、次に当てはまる人については、申告期間前の 1 月 29 日から 2 月 10 日まで（土・日曜日を除く）、市役所（上白銀町）2 階大会議室で申告を受け付けします。
 ○収入が給与収入または年金収入のみの人で、各種控除を受けようとする人
 ○収入がなかった人や遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人

平成 27 年度の申告が必要な人

1. 平成 27 年 1 月 1 日現在、弘前市内に住所がある人で次の条件に当てはまる人
 ①営業等、農業、不動産、譲渡、一時、配当などの収入があった人
 ②給与収入があった人で、次の条件に当てはまる人
 ○給与収入以外に別の収入があった人
 ○年の途中に就職または退職した人で年末調整を受けていない人
 ○2 カ所以上から給与の支払いを受けた人
 ○勤務先から弘前市に給与支払報告書が提出されていない人（提出状況については勤務先にご確認ください）
 ○源泉徴収票に記載されている所得控除以外に、医療費控除など各種控除を受けようとする人 など

申告スケジュール

対象地区	期間	受付時間	受付場所
期間前申告	1月 29 日(木)～2月 10 日(火)	午前 8 時半～午後 4 時	市役所（上白銀町）2 階大会議室
本庁地区	2月 12 日(木)～3月 16 日(月)	午前 8 時半～午後 4 時	市役所（上白銀町）2 階大会議室
岩木地区	2月 24 日(火)～3月 16 日(月)	午前 9 時～午後 4 時	中央公民館岩木館（賀田 1 丁目）2 階展示室
相馬地区	2月 17 日(火)～2月 23 日(月)	午前 9 時～午後 4 時	相馬庁舎（五所字野沢）多目的室

※期間前申告は対象者限定。なお、今年度の岩木地区は岩木庁舎の改修工事のため、中央公民館岩木館に変更となります。

※申告期間中は駐車場および周辺道路が大変混雑しますので、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。

③公的年金等（国民年金、厚生年金、企業年金など）の収入があった人で、右図のフローチャート 1 で申告が必要と判定された人

④平成 26 年中に収入がなかった人や非課税となる人でも、次の条件に当てはまる人

○国民健康保険、後期高齢者医療保険または介護保険などに加入している人および、福祉、公営住宅または教育関係制度などにおいて申告が必要とされている人

○遺族年金、障害年金などの非課税収入のみの人

○所得課税証明書の発行が必要となる人 など

2. 平成 27 年 1 月 1 日現在、弘前市外に住所がある人で、市内に家屋敷などがある人

※所得税の確定申告のうち、

①青色申告

②株式などの譲渡に係る申告

③住宅借入金等特別控除の 1 年目に係る申告

④準確定申告

⑤過年分の申告

⑥災害関係の難損控除の申告 などについては、市では申告相談を行っていませんので、ご注意ください。

弘前税務署からのお知らせ

【所得税・消費税確定申告書作成会場の開設】

▽とき 2 月 9 日～3 月 16 日（土・日曜日、祝日を除く）、午前 9 時～午後 4 時

▽ところ 市立観光館（下白銀町）1 階多目的ホール

※来場の際は、公共交通機関の利用を。市立観光館駐車場を利用しても、無料駐車券の発行はしませんので、ご了承ください。なお、2 月 6 日までは弘前税務署で対応しますが、混雑が予想されますので、市立観光館での上記開設期間のご利用を。

■問い合わせ先 弘前税務署個人課税第一部門（本町、☎ 32・0331、自動音声により案内しますので、案内に従って番号を選択してください）



年金収入がある人

スタートから矢印に沿って進んでください。

スタート

年金は遺族年金または障害年金のみですか？

いいえ

公的年金以外に収入はありましたか？（公的年金に当たるもの…国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など）

いいえ

平成 27 年 1 月 1 日現在、年齢が 65 歳以上の人ですか？（昭和 25 年 1 月 1 日以前に生まれた人）

いいえ

年金収入の合計は 148 万円を超えますか？

いいえ

年金収入の合計は 98 万円を超えますか？

いいえ

はい

はい

市・県民税の申告が
必要です

郵送申告を
ご利用ください

詳しくは広報ひろさき 1 月 15 日号と同時配布の「平成 27 年度市民税県民税申告のお知らせ」をご確認ください。



医療費控除

スタート

スタートから矢印に沿って進んでください。
詳しい内容は市民税課へ問い合わせを。

平成 26 年中に支払った医療費の合計は 10 万円以上でしたか？

はい

平成 26 年中の総所得金額等は 200 万円以上でしたか？

はい

平成 26 年中の総所得金額等は 200 万円以上でしたか？

はい

生命保険金などによる補てんがありましたか？

はい

生命保険金などによる補てんがありましたか？

はい

支払った医療費の合計から「総所得金額等 × 5 %」と補てん金を差し引いた額が医療費控除となります

はい

支払った医療費の合計から「総所得金額等 × 5 %」と補てん金を差し引いた額が医療費控除となります

支払った医療費の合計から「総所得金額等 × 5 %」を差し引いた額が医療費控除となります

◎注意 1 医療費控除の対象となつた金額がそのまま還付されるわけではありません。あくまで所得控除であり、扶養控除や基礎控除などと合計し、所得から差し引いて税額を計算します。

◎注意 2 補てんされる見込みがあるときは、実際に補てんされないなくても、見込み額での申告が必要です。見込み額と違っていた場合は後日、修正申告や更正の請求を行います。なお、医療費控除の限度額は 200 万円です。

◎注意 3 インフルエンザの予防接種や人間ドックなど、「治療」目的とした支出でないものは医療費控除の対象となりません。